

令和4年第3回
利根町議会定例会会議録 第5号

令和4年9月16日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	船川京子君
6番	石山肖子君	12番	新井邦弘君
7番	花嶋美清雄君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教育長	海老澤勤君
総務課長	青木正道君
政策企画課長	布袋哲朗君
財政課長	蜂谷忠義君
防災危機管理課長	亀谷英一君
税務課長	大越達也君
住民課長	松永重生君
福祉課長	三好則男君
子育て支援課長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長	狩谷美弥子君
生活環境課長	飯田喜紀君
保険年金課長兼国保診療所事務長	松本浩睦君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	大越聖之君
建設課長	中村敏明君
まち未来創造課長補佐	藤波勝君
会計課長	本谷幸洋君
学校教育課長	中村寛之君

生涯学習課長 桜井保夫君
指導課長 丹晴幸君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会議務局長 宮本正裕
書記 荒井裕二
書記 辰尾尚美

1. 議事日程

議事日程第5号

令和4年9月16日（金曜日）

午前10時開議

- 日程第1 議案第55号 利根町地方創生応援基金条例
日程第2 議案第56号 利根町児童クラブの設置及び管理に関する条例
日程第3 議案第57号 利根町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第58号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第5号）
日程第5 議案第59号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第60号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第61号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第62号 令和4年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第63号 令和4年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第64号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第65号 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第12 議案第66号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第13 議案第67号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第14 議案第68号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第15 議案第69号 令和3年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第16 議案第70号 令和3年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第17 議案第71号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

- 日程第18 委員会提出議案第2号 利根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 請願第2号 令和5年に予定されている小学校統合に関する請願書
- 日程第20 議員提出議案第2号 コロナ禍、円安、原油価格・物価高騰、米価下落から農家を守るための対策強化を求める意見書提出の件
- 日程第21 議員派遣の件
- 日程第22 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第55号
- 日程第2 議案第56号
- 日程第3 議案第57号
- 日程第4 議案第58号
- 日程第5 議案第59号
- 日程第6 議案第60号
- 日程第7 議案第61号
- 日程第8 議案第62号
- 日程第9 議案第63号
- 日程第10 議案第64号
- 日程第11 議案第65号
- 日程第12 議案第66号
- 日程第13 議案第67号
- 日程第14 議案第68号
- 日程第15 議案第69号
- 日程第16 議案第70号
- 日程第17 議案第71号
- 日程第18 委員会提出議案第2号
- 日程第19 請願第2号
- 日程第20 議員提出議案第2号
- 日程第21 議員派遣の件
- 日程第22 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

○議長（新井邦弘君） ここで、財政課長より発言を求められておりますのでこれを許します。

蜂谷財政課長。

〔財政課長 蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 9月2日に補足説明いたしました、議案第58号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第5号）につきまして、一部説明に誤りがございましたので訂正をいたします。

訂正箇所でございますが、22ページになります。

目4医療総務費でございますが、国民健康保険特別会計繰出金が239万8,000円減額されるもので、減額理由につきまして、令和3年度の国民健康保険業務に携わる職員の人件費及び出産育児一時金の減額に伴うものと御説明いたしましたが、正しくは令和4年度の国民健康保険業務に携わる職員の人件費が減額となることによるものとなります。

補足説明を一部訂正いたします。どうもすみません。

○議長（新井邦弘君） 発言が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 日程に入る前に、議員各位に申し上げます。

質疑は、議題となっている事件について疑義をたずために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に、質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、こちらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，議案第55号 利根町地方創生応援基金条例を議題とします。

質疑通告はありませんので討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第55号 利根町地方創生応援基金条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第2、議案第56号 利根町児童クラブの設置及び管理に関する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

まず、質疑の前に、今回通告いたしました2点のうち、乗車、降車の把握についてということについては取り下げるということに相なりました。この件については、いろいろ御指摘があって取り下げるものがございますけれども、今回の利根町児童クラブの設置及び管理に関する条例の中で、児童クラブに通われる児童が今度、統合によってバス通学に変わるということで、その児童の面倒を見る支援者も変わるというようなことで、これまで何回か、学校統合の面から児童の通学スクールバス等については質疑があったかと思うんですが、児童クラブの面からは質疑はなかったということで通告したんですけれども、取り下げるに至ったというようなことでございます。

そういうことで、関係ないといえれば関係ないんですが、関係あるといえれば大いに関係があることですので、条例が制定されてしまった後の疑問、あるいはいろいろな問題点というのはもう直りませんから、なるだけ条例が制定される前に質疑等をして議論しておくのがこの議場の場だなというように思っておりますので、一言申し述べておきたいと思えます。

それでは、場所の変更はあるのかというふうなことで条例の内容を見ますと、児童クラブの設置場所は、これまでどおりといいますか、各小学校に設置するというようなことなんでしょうが、提案理由の中に、今後場所について変更があるようなニュアンスのある提案説明がございましたので、将来的には1か所にまとまるのかどうなのか、その辺を含めてお聞きしたいと思えます。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

統合が決まった時点で、児童クラブにつきましても様々な検討をいたしましたので、今ある施設を有効活用しながら利用児童数の増減に対応していくことといたしましたので、条例の第2条にクラブの名称及び位置を規定しておりますように、現在、実施している3か所の児童クラブにおいて引き続き実施してまいります。

将来、統合するかということに関しましては、やはり児童数が減少していくということで、児童クラブの利用者につきましては、保護者の就労等によって増えるかもしれませんが、減っていくと思われまますので、その辺は様子を見ながら児童クラブ数を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員，よろしいですか。

質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第56号 利根町児童クラブの設置及び管理に関する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第3，議案第57号 利根町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは質疑いたします。

第11条第2項の（9）別表ですが、各地区から各1人と。この委員の選出だけでも、これはどういう形で選出されますか、その点お伺いします。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐辰雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 公募する予定でございます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 予定だそうですね。

やっぱり、その場合は明確にこの条例の本文に記載するのがいいと思うんですが、そういう考えはありませんか。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 国の上位法で、空家等対策の推進に関する特別措置法の

中で協議会のメンバーをどういう形で選出するかということに記載がございませんでしたので、同じようにどういう形で決めるかということの記載は行っておりません。

以上になります。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 国の法文ですが、上位法はいいと思うんですが、やっぱり実際に実行するのは末端の市町村ですよ。ですから、上位法がどうあっても、やっぱり実行する自治体としては条例に記載しなければ、その委任のほうで、規則でそういうことを書いておけばいいと思うんですよ。担当課長変わって、また変わってしまうんですね。

やっぱり条例の一貫性、条文で成文にしたほうがいいと思うんですが。改めて質問します。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） そういう御意見もあると思うんですが、実際、公募という形で一番最初にさせていただいた中で、公募に応募していただける方が4人、今、募集するわけなんですけど、必ず全部が公募していただけない場合もございますので、当然、公募をした後、いなかった場合には、推薦なり、いろいろなことを考えてメンバーを選定することもありますので、改めて公募という形での記載は避けたいと思っております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第57号 利根町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第4、議案第58号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

質疑通告議員は4名です。通告順に質疑を行います。

6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。議案第58号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第5号）について、2点お伺いいたします。

まず初めに、15ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の人事給与事務費（コロナ交付金）、委託料こちらについて、勤怠管理システムというものが記載されておりまして、これを導入するということなのですが、こちらのシステムの機能、それから、こちらが導入する初めての補正予算ですので、今後のランニングコストも含めましてお答え願います。

2点目は、27ページの款3民生費、項1児童福祉費、目4放課後児童健全育成事業費の中で、放課後児童対策事業、タブレットを使った連絡帳システム、ちょっと正式名称はまたお伝えしたいんですけども、こちらが今後どのような機能を持って、どのような効果を生み出すのか、その機能、それからこちらが導入されましてから、続いて、次年度にはどのようなランニングコストで行っていかれるのか、以上、お伺いたします。

願います。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総務課長。

○総務課長（青木正道君） それでは、石山議員の御質疑にお答えいたします。

まず、機能といたしましては、出退勤管理機能、休暇管理機能、時間外勤務管理機能がございます。具体的な内容でございますが、出退勤管理機能は、現在、タイムカードで出退勤管理を行っているものを、自身のパソコンで出退勤処理を行い管理をするものでございます。

次に、休暇管理機能でございますが、年次休暇、療養休暇、特別休暇、その他職務専念義務免除お願い等の各種休暇の申請、管理を行う機能がついてございます。現在、紙媒体で申請を行っております各種休暇申請を電子化し、休暇状況を管理し、簡便にさせることができるようになります。

次に、時間外管理機能でございますが、職員の時間外勤務の申請、管理を行う機能でございます。管理を電子化することにより、職員の時間外勤務、長時間の時間外勤務を未然に防ぎ、職員の健康を守ることが一層可能になってございます。このシステムでございますが、既に、県内で25の市町村が導入しているところでございます。

次に、ランニングコストということでございますが、システム管理用といたしまして、消費税込みで月額5万5,000円、年間にして66万円になります。来年、令和5年10月からの導入を考えておりますので、まずは来年度、当初予算でランニングコストのほうは計上させていただきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 石山議員の御質疑にお答えいたします。

27ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目4放課後児童健全育成事業費の放課後児童対策事業175万円の増額なんですけれども、これは、令和5年度の小学校統合に向け、各

児童クラブにおいて適切に利用児童の管理を行うための連絡帳の電子化、放課後児童支援員がオンライン研修の受講等ができるようICT化の導入をするもので、石山議員御質問のタブレットを使った連絡帳システムの機能ですが、システムの運営側のほうとしての機能は、まず、利用児童一人一人の台帳を作成し、利用日や利用時間、緊急連絡先などが確認できます。お知らせや緊急連絡の配信、文字入力をして保護者との個別のやり取りもできます。また、毎日の利用児童が名簿として確認できますので、出欠確認が容易にできます。

保護者側としましては、今までは手書きの連絡帳に前もっていつ欠席するか記入していただくか、急な欠席などは電話やショートメールでの連絡でしたので、書き忘れや保護者の仕事中は連絡が難しかったりしていました。専用アプリを入れるような形で連絡を取り合いますので、専用アプリを使うことにより、欠席連絡が規定の様式にチェックを入れるだけなので、簡単に連絡記録も残ります。あらかじめ習い事に行く日など、欠席する日を入れておくこともできます。また、上側のほうでは、保護者が欠席のチェックを入れると、児童クラブ、学校、子育て支援課の3か所のシステムで、その情報を同時に確認することができます。利用児童がクラブへ入室する際には、児童ごとにQRコードが印刷してあるカードをタブレットにかざしまして、一人一人チェックされるような仕組みになっておりますので、利用開始時間が保護者のほうにも通知されます。そして、確認できる仕組みとなっておりますので、安心して児童クラブを利用していただければと思います。

次に、ランニングコストなんですが、これはあくまで予算となりますが、アプリの月額利用料は、1クラブ税込み1万5,400円の3クラブ分で、年間ですと55万4,400円。Wi-Fi月額利用料が、1クラブ税込み9,900円の3クラブ分で、年間35万6,400円。合計91万800円となります。

なお、ランニングコストにつきましては、子ども・子育て支援交付金の補助対象となっております。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 御説明ありがとうございました。

2点目の連絡帳システム、こちらのICT化について、もう少しちょっと1個だけお聞きいたします。

タブレットのほうを各小学校の指導員が、その日の担当の方が持ちまして、それでちょっと使い方でお伺いしたいんですけども、学校が低学年、高学年とか、終わりました。それで、その引渡しとって、学校側から子育て支援課範疇に引き渡すということで、指導員がお迎えに来ますよね。で、そのときにタブレットを持って行って、その出欠をまた再確認するチェック機能が、そこで2番目か3番目か分かりませんが、そこでまたチェックをするという、そういうことができるということでしょうか。

それだけお聞きいたします。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 送り出すほうの学校にも、児童クラブにもタブレットが置いてありまして、今日利用する児童クラブへ向かうバスに、学校側がそれでチェックをしながら児童を乗せます。そして、降りるときにも、児童クラブで今日利用する児童をチェックします。入室する際にも、子供たちが自分のQRコードをタブレットにかざしてチェックされるため、二重、三重のチェックになるといいますか、それで保護者にも通知されますので、今日は児童クラブに行っているなという確認もできますので、それでチェックをされるような形になっております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 款8の消防費、それから、この中で特に建築資材が物価高騰で、全般的に消費財とか食料品、全て上がっていますけれども、消防の負担金ですが、この建築資材の設計による単価の値上がり、どのくらいのパーセントで上がったのでしょうか。

それから、着工と竣工の予定ですが、千葉竜ヶ崎線のところに消防敷地として造成したんですが、住民の関心事は、消防署はいつできるのかとか、そういう関心が非常に多いんですね。

ですから、広域消防の利根消防署の着工と竣工予定ですが、それも含めてお答えください。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐辰雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

亀谷防災危機管理課長。

○防災機器管理課長（亀谷英一君） それでは、五十嵐議員の御質疑にお答えいたします。

主な増額の要因といたしましては、輸送費を含む建築資材の急激な価格高騰によるものでございます。高騰率でございますが、今回の工事の積算に用いている一般社団法人経済調査会で建築資材価格指数のデータを参考に、建築資材の価格高騰率を算出しております。この指数は、建築工事で使用される資材の総合的な価格動向を明らかにするもので、メーカー、問屋、特約店など大口事業者向けの価格を調査したものでございます。建築資材全体で見ますと、昨年5月から1年間で約38%増加しております。中でも高騰率が高いものは、鋼材で46%、木材で約37%も増加しております。このような建築資材の高騰の影響を受け、全体的に工事費用が増加したものでございます。

また、今後のスケジュールでございますが、現在、入札契約の途中でございまして、来月10月28日に予定されております稲敷広域市町村圏事務組合議会に契約締結の議案を上程し、可決されましたら本契約の締結となります。工事につきましては、令和5年10月末の竣工予定となっております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 了解いたしました。

○議長（新井邦弘君） 次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 21ページの款3民生費，項1社会福祉費，目2老人福祉費，節18負・補・交で，高齢者等買い物弱者移動販売支援補助金で200万円の減額，これについては，今，JAからカスミに変わったと思うんですよ。それで，今までのJAにお願いしてやっていたこの車，これは今どうなっているのかなというようなことで，説明をお願いしたいと思うんです。

それに，30ページの款5農林水産業費，項1農業費，目4水田農業対策費，節18負・補・交で，主食用水稲生産継続支援対策事業費の補助金331万4,000円の減。これ，減額するという事なんですけれども，農家の方は誰もこの補助金というのに手を挙げなかったのか，農家の方にどのようにPRしていったのか，その辺説明してください。

それに，35ページの款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費，節14工事請負費で660万円の増額，文間小学校の外部トイレ改修工事，これ，古いのかなと思うんですけれども，金額が結構大きいんで，どのような工事をするのか，その辺説明してください。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それでは，石井議員の御質疑にお答えをいたします。

質疑の通告ですと200万円の減額についての御質疑でしたが，こちらについては答弁のほうはよろしいのでしょうか。200万円の減額についてということで御質疑いただいていますけれども。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 200万円の減額の理由，なぜ200万円減額したか。取りあえず，それ話してください。

○福祉課長（三好則男君） では，こちらについて御説明をさせていただきます。

議案書21ページ，款3民生費，項1社会福祉費，目2老人福祉費，節18負・補・交の高齢者等買い物弱者移動販売支援補助金200万円の減額についてでございますが，令和4年3月に制定した利根町高齢者等買い物弱者移動販売支援事業補助金交付要綱に基づき，移動販売を実施する事業者に対して，移動販売事業における赤字分を補てんする補助金として，補助対象経費に2分の1を乗じた額，最大200万円の交付を予定しておりました。補助対象事業者に対しては，補助金の交付を受ける場合には7月31日までに交付申請するようお伝えしておりましたが，補助金の交付申請は行わない旨の申出があったため，全額を減額するものでございます。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 石井議員の御質疑にお答えいたし

ます。

30ページをお開きください。

款5農林水産業費，項1農業費，目4水田農業対策費，節18負・補・交，補助金，主食用水稲生産継続支援対策事業補助金331万4,000円の減額についてですが，当初，令和3年度の営農計画書を基に472名，466.29ヘクタールを見込み，予算のほうを計上いたしました，交付実績が275名，400ヘクタールであったための減額でございます。交付率にいたしますと，人数で58.3%。面積で85.8%でございます。交付人数と交付面積の交付率から判断いたしますと，申請をされなかった理由といたしましては，経営規模の小さい方が利用権設定等を行い，令和4年産米の作付を行わない農家が増加したのではないかと考えております。

それと，各農家への通知方法でございますが，先ほど説明したとおり，令和3年度の営農計画書を基に，各農家のほうに申請書等を郵送で送付してございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは，石井議員の御質疑にお答えいたします。

35ページをお開き願います。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費，節14工事請負費，小学校施設管理事業，文間小学校外部トイレ改修工事660万円増額につきましては，新型コロナウイルス感染症対策として，文間小学校の外部トイレの洋式化を行う工事で，屋根の改修，外壁の改修，内部の改修，トイレブースの更新になります。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 高齢者等買い物弱者移動販売支援補助金の件については，補助対象事業者がいなかったというようなことで減額したと。

これは今は，対象業者はJAですか。

それに，30ページの主食用水稲生産継続支援対策事業補助金。これは今，説明を聞くと472名，それで交付したのが275名，58.3%ということなただけけれども，実際に当初これだけの472名を見込んで58%，約半分にちょっとしかいっていないんですよ。この辺，何かPRが足りなかったのか，あるいはもっと補助金を。これだけ予算組んだわけだから，もっともってこれ努力して。申請がなかったというか，それでそれまでで終わってしまうと思うただけけれども。これ，あまりにも交付率が低いと私は思うんですよ。

その辺，もう一回言ってください。

それと，文間小学校の外部トイレは，屋根とかそれ以外のところも相当傷んでいるというようなことで補修するというようなことで，それは分かりました。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 移動販売の事業者でございますが、株式会社カスミでございます。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 確かに交付率、人数でいきますと58.3%でございますが、面積及び金額のほうでいきますと85.8%でございます。予算のほうで当初2,331万5,000円計上してあるところ、今回、400ヘクタールということで2,000万1,000円のほうを交付しておりますので、決して低いというわけではないというふうには考えております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 高齢者等買い物弱者移動販売の事業者が株式会社カスミのほうだというふうなことなんですけれども、今までJAで行っていた移動販売の車は、では、今は使っていないというようなことだと思えるんですけれども、あれはどのように今度、町は使っていくの。その辺、話してください。

それに今、面積では85.8%あると。でも何千万円の中の330万円、大した金額ではないけれども、その辺はやるだけのことをやって、申請がなかったと言えればそれまでで終わるんだけれども、まあ、それは結構です。

では、款3民生費のほうの買い物弱者へのその車についてお答えください。分かる範囲で結構ですよ。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

移動販売に使用しておりました車両でございますが、株式会社カスミで事業、移動販売のほう、5月に始めました。6月ぐらいでございますが、特に肉ですとか魚ですとか、生物の冷やす部分、冷蔵装置のどうしても温度が、基準の温度まで下げられないということで、食中毒ですとか起こしてしまっはいけないので、そのときに対策を協議しまして、株式会社カスミのほうでの負担で、車両を新しい車両に入替えを行っております。

今まで使っていた車両なんです、そういう生鮮食料品を販売するに当たって、温度が冷えないということですので使用できませんので、これからの予定なんです、補助事業で車のほうを購入しておりますので、今、国と県のほうに確認して、これから車のほうどうしたらいいかということを決めたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） それでは、石井議員の御質疑にお答えいたします。

面積のほうで85.8%ということで説明させていただいて、最初に答弁させていただいたように、申請されない方は経営規模の小さい方が令和3年度の営農計画書を出した以降に、

利用権設定等を行い、令和4年産米の作付を行わない農家があるため、実際は466.29ヘクタールが対象で400ヘクタールなんですけれども、この利用権設定された方もおりますので、対象となる農家の方は、この85.8%以上に交付のほうはさせていただいているというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 井原です。それでは、議案第58号 令和4年度利根町一般会計予算（第5号）について質疑をいたします。

まず、ページ11なのですが、企業給付金。これは、条例が制定されましたけれども、今回、一般会計給付金、大分多額のお金が企業に、もちろん給付された方の意向もあるでしょうけれども、これらの取扱いについてもきちんと決めておいたほうがいいのではないかとということで、今回、質疑をいたしました。また、文言の中に、地域再生計画という言葉があるんですが、これの内容をまだ私、熟知していないので、全部細かくやると長くなるでしょうから、概略でもいいので御説明いただければというふうに思っております。

それから、22ページ、これは先ほど蜂谷財政課長のほうから訂正がございました。ですがこの中に、国保会計のほうで一部扱っている出産一時金があるわけなんですけど、資産位置づけが、皆さん御承知のように、来年、国のほうでもこども家庭庁というのが新設されるんですよ。その中でやはり増額が予定されているということで、その国の情報も踏まえて、町のほうでただ単なる予算が余ったからではなくて、町独自にその予算を妊婦、42万円プラスして支給する方法を取られた方がいいのではないのかなというふうに私は思いました、質疑をいたすものでございます。

それから、31ページのプレミアム商品券事業、この財源の組替えですね。今回、792万3,000円が、国庫補助金から一般財源に組替えされているんですね。これはこれとしてちょっと見れば、国保が補助金が少なくなったから一般財源で補うんだなということで思うんですけども、私どもが先に議決したものは、国の補助金であるから一般財源は使わないんだなということでこの事業に賛成したわけで、新たに一般財源を使うということになると、また別問題なんです。

しかも、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この流れを見ると、非常に難しいんですよ。これ、遡っていかなくてはならないんですね。

5月20日の臨時会で、初めて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が計上され、このときには商工振興費には充当されていません。で、その次の6月21日の臨時会では、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が減額されているんですね。

で、その分として、今度は同じ名称なんですけど、原油高騰分として新しく交付金がきています。その原油高騰分で、プレミアム商品券3,750万円、それから役務費等あるいはプレミアム商品券特別購入券の作成費等4,420万5,000円が使われているんですけど、この使われたときには、歳入においては原油高騰分として計上されているんですけども、歳出のほう

では原油高騰分としては説明されていない。だから、この時点からもちょっとおかしいなというふうに私、感じているんですけども、さらに792万3,000円が減額されているんですが、これの明細が分からない。

要するに、プレミアム商品券等の事業補助金なのか、特別購入助成金の委託費なのか等々が説明されていない。ただ、一般財源でもってこれは充当するのだと、非常に乱暴な言い方しているんだよね。

ですから、その辺を分かりやすく説明してください。

もう一つ、37ページ。少年剣友会の奨励金。剣友会の皆さん、毎日、寒稽古までやって、恐らく腕を上げて、海外出張まで行かなくても国内行かれるんでしょうけれども、ただ単にこの辺でもって10万円なら10万円計上しようかという、そういう計上の仕方ではなくて、今後も起こり得ることなんで、ある程度決めておくということが必要ではないのかなというところで、人数にもよるんでしょうけれどもこの奨励金の金額は適切なのかどうなのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

11ページをお願いします。

一般寄附金につきましては、東京都三鷹市在住の渡邊道雄様より、町のために役立ててほしいとのことで、1,000万円の寄附をいただいたものです。現在、この寄附金を活用した事業の検討を進めているところですので、事業が決まるまで一時的に公共公益施設維持整備基金へ積立てを行っているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

まず、11ページの利根町地方創生応援寄附金の地域再生計画の概略について御説明いたします。

地域再生計画でございますが、名称は利根町まち・ひと・しごと創生推進計画でございます。令和2年度から企業版ふるさと納税の拡充延長に伴いまして、それまでは個別事業ごとの認定から包括的な認定になったということで、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらの事業を転記した内容となっております。

続きまして、商工費、31ページの新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金について御説明いたします。やはり、井原議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、その中に説明のほうで、臨時交付金と原油価格高騰分ということで二つに分けさせていただきまして、歳入のほうを組んでございます。本来であれば、1本で組んでその中身を調整すればそれで済むことなんですけれども、決算書に残った時に、ちょっと不浄に、原油価格高騰分の金額が不透明になるということで、今回こちらにつきまし

では分けさせていただいたところでございます。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一般分の金額でございますが、今現在1億666万3,000円。これに、8月に追加交付が34万3,000円ございました。そのほか原油高騰の分といたしまして、8,149万円のほうに交付されてございます。

補正予算、前回の原油価格高騰のときに8,149万円の計上をするところ、8,941万3,000円を原油価格の高騰分に入れてしまいまして、全体のコロナ交付金の中では十分コロナ交付金で充当できるものなんですけれども、その分を今回一般財源のほうに変更させていただいてございます。

しかし、今現在、コロナ交付金のほうにつきましては、まだ911万4,000円、限度額に達していないということで、今後、事業費の、事業を実施していく過程で、また減額だったりとか、契約差金いろいろなものが出てきますので、ここでまた変更するよりは、コロナ交付金の一般分に充てるというよりは、今度の12月のほうの予算、もしくは3月の予算のときに最終的に調整をさせていただいた方が分かりやすいのではないかとということで、今回このような形で一般財源を充てさせていただいております。

この792万3,000円の内訳につきましては、あくまでも原油価格高騰分と一般分としてもプレミアム商品券のほうが使えます。ですので、この超えた分についてを減額しているという形になりますので、その中身というのは商品券の部分なのか、委託の部分なのかというのは、最終的に事業が確定した後に調整をさせていただきたい、このように考えてございます。

○議長（新井邦弘君） 松本保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、井原議員の御指摘にお答えします。

まず最初に、井原議員の質疑の中で、22ページの国保会計繰出金の質疑の御質問だったんですけれども、本日、当初、財政課長のほうから、そちらは出産一時金のほうは入っていないという訂正がございまして、恐らく井原議員のほうも、今回この質問に関しては、12ページの歳入のほう、12ページの上段になります、款18繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計（事業勘定）の繰入金のほうの御質疑になるかと思っておりますけれども、そちらでよろしいでしょうか。

そちらなんですけれども、補正額が492万6,000円になります。その内訳としまして、令和3年度の職員給与等の繰出金として458万3,943円。それと、井原議員が申し上げていた、出産一時金で34万3,165円、こちらを事業勘定から一般会計に繰り入れるものでございます。井原議員が御心配されていた、現在、出産一時金42万円だと足りないという動きで、井原議員もおっしゃっていましたが、国のほうでもそういった動きがございまして、実際、2019年度の国のほうのアンケートによりますと、やはり国の平均ですと、出産費で46万円かかっている結果が出ております。

国のほうでもやはり今後、出産一時金の増額に向けた動きが出ておりますので、その際には健康保険法の施行令が一部改正されまして、増額になるかと思えます。そうしましたら、町のほうも速やかに国民健康保険条例の一部を改正し、増額にはさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それではお答えいたします。

奨励金につきましては、利根町スポーツ大会出場奨励金交付要綱で定めてございます。奨励金の額でございますが、奨励金の交付額は選手1人につき2万円とし、団体については1団体につき10万円とする。

同一年度における奨励金の交付は、1回を限度とする。この場合において交付対象者として、選手または団体のいずれかの要件も満たす場合に、交付対象として団体が奨励金の交付を受けたときは、当該団体に受けた奨励金の交付回数は、当該団体に所属する選手の奨励金の交付回数に含むものとする。

同一大会にあって、かつ同一団体から5名以上が出場する場合は、団体扱いにより奨励金を交付する。

同一大会において、個人競技と団体競技に出場した場合は、重複してこれを支給しないという法に定められております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） ありがとうございます。11ページのほう分かりました。地域再生計画ということで書いてあったのが、また別のものかと思ってということでもってお聞きしたわけですが、了解いたしました。

それから、22ページと言いました国保会計の件、これは歳入12ページということで、先ほど訂正されたんで、前のページを言ってしまいました。申し訳ございません。

全国平均、今言われたように、46万円ぐらいだった。そうすると、3万円ぐらい現在の額から不足するので、そのぐらいは上乘せがあるんじゃないかということが今言われておりますので、国のほうでやるのではなくて、やはり利根町のほうでも今は少子化でもって大分人間が少なくなっていますね。町独自の政策として、早目に条例改正なりしてやられたほうがいいなというふうに思います。新聞にも載りますよ、いち早く。そういうことでお願いしたいと思えます。

それから、プレミアム商品券の件ね。内訳等については最終的にということなんだけれども、これはあくまで言い訳だよ。ちゃんと今、補正されて、その額について、プレミアムの商品券なのか、券の作成なのか、そういったその委託料の減額なのか、これははっきりと説明しないと、ただ単に財源の内訳でもってパッとやられたのでは、先ほど言ったように、私ども議会は、国から来る補助金で全額賄うということでもって、これを議決し

たのですから。まるっきり今度、違うではないですか。新たなことになるんです。

だから、普通であれば、補助金が来ないのであれば、この補助金、一旦ここでもって、事業費を何らかの形で、この700万円相当分を打ち切る。それで、新たに一般財源として事業を乗せるという方法でないと、明確ではないんです。そういうところを指摘しておきます。

答弁は結構なんですけれども、もし答弁ありましたら結構なんですけど、今後こういうことは、私はないようにしてもらいたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第58号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。再開を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第5，議案第59号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第59号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第6，議案第60号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第60号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

原案を可決することについて，お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第60号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第7，議案第61号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第61号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

原案を可決することについて，お手元ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第61号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第8，議案第62号 令和4年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第62号 令和4年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第9，議案第63号 令和4年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第63号 令和4年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第10，議案第64号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第64号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第11，議案第65号 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第17，議案第71号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件を一括議題とします。

この件については、9月2日の本会議において、決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査の経過及び結果について委員長報告を求めます。

船川京子決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長船川京子君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（船川京子君） それでは、決算審査特別委員会に付託された議案の審査経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会は、令和3年9月2日の本会議において設置され、議案第65号 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第71号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7議案について付託されたものです。

決算審査特別委員会は、令和4年9月9日から9月14日までの土日を除く4日間、委員9名全員が出席しての開催、これに町長、教育長をはじめ各課長及び担当職員の出席の下、積極的な質疑応答がなされ、長時間にわたり慎重なる審査を行いました。

議案第65号 令和3年度利根町一般会計決算の歳入は70億2,538万2,199円、歳出は67億4,761万9,610円です。

これに賛成、反対共に討論はなく、採決の結果は、反対が井原委員、石井委員、片山委員の3票。賛成が山崎委員、花嶋委員、大越委員、五十嵐委員、石山委員の5票で認定と可決いたしました。

以降の議案第66号から議案第71号までの特別会計については、全会一致で認定と可決されました。

議案第66号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計決算の事業勘定は、歳入が21億2,118万2,051円、歳出は20億4,395万146円、国保診療所の施設勘定で、歳入は1億6,072万1,806円、歳出は1億2,793万4,547円です。

議案第67号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計決算の歳入は3億468万6,647円、歳出は2億8,881万9,533円です。

議案第68号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計決算の歳入は821万2,927円、歳出は644万6,341円です。

議案第69号 令和3年度利根町介護保険特別会計決算の歳入は16億1,396万3,843円、歳出は15億6,582万9,997円です。

議案第70号 令和3年度利根町介護サービス事業特別会計決算の歳入は1,541万1,990円、

歳出は1,358万7,921円です。

議案第71号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計決算の歳入は5億3,869万2,767円、歳出は5億3,654万1,002円でした。

コロナ禍に加えロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響により物価が上昇しているため、財政運営も厳しい局面を迎えていると思いますが、引き続き行財政改革を進め、歳出抑制に努めていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、付託された全議案について認定すべきものとして可決されております。

以上、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（新井邦弘君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員が委員のため省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、議案第65号 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

石井議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） 議案第65号 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算について、反対討論します。

収入は、町税約13億円、支出で、人件費約14億3,000万円。人件費が1億3,000万円多い。町税で人件費が賄えない状況にあります。これから先も町税は減収をしたいと思いますし、財政的に大変な状況かなというように思っております。

歳出では、小学校統合事業で布川小学校駐車場及びバスロータリー整備工事1,980万円。布川小学校屋内運動場大規模改造工事設計で635万8,000円。布川小学校統合改修工事設計で842万6,000円等があります。

文地区、文間地区の住民から統合について、反対の声が多く聞かれました。町は住民の声を聞くべきだと思います。なぜ、統合そんなに急ぐのか。

そのようなことで、私は反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

大越議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 議案第65号 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件に

ついて、賛成討論を行います。

9月9日から9月14日までの4日間で決算審査特別委員会が開かれ、各委員から積極的な多くの質疑が出され、担当職員から事細やかな説明を受けました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和3年度も様々な事業が中止になるなどの影響を受けております。しかしながら、子育て支援では利根町独自の施策であり、ひとり親世帯生活支援給付金事業や低所得子育て支援世帯生活支援特別給付金事業、子育て支援特別給付金給付事業が実施されました。

また、道路改良工事事業では、利根町の主要道路である町道112号線中谷・大房間の拡幅工事や、町道1234号線立木寺内地区の狭あい道路の道路改良工事が本格化しました。

利根町営ドッグラン建設事業では、野外に新たなコミュニティ形成の場を提供することで地域経済に好循環をもたらし、利根町内外の利用者の新たなコミュニティ形成の場として活用されています。

そのほかにも様々な事業が実施され、それら全ての事業の予算が適正かつ効率的に執行されていると確認しましたので、議案第65号 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について、賛成いたします。また、決算審査特別委員会では、全ての議案が認定されております。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

井原議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 私は、議案第65号 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について、反対討論をいたします。

まず、歳入について申し上げます。

町税の決算額は13億424万5,000円。予算計上額は12億1,246万6,000円ですから、予算額よりオーバーしていて大変良好な状態だと思われそうですが、調定額が13億8,187万2,000円ですから、これから決算額を差し引くと7,762万6,000円となり、この全額とは言いませんけれども、このうち仮に85%と設定いたしますと6,598万2,000円が予算に計上されていないことが分かります。

このことは、行政活動として使われるべきお金が、住民の税金が、住民の福祉の向上に使われていないことを意味します。予算は、総計予算主義の原則にのっとり、会計年度内における一切の歳入は全て計上することになっております。これは、地方自治法第210条に規定されております。このように、予算は相互主義を取っています。しかも公開することが原則ですから、歳入の財源を確保しながら予算に計上せず、広く住民の福祉の向上に行政活動に充てられていないことは、住民にとって大変不幸なことです。また、法が定めた原則にも触れ、賛成できるものではありません。

次に、地方交付税について申し上げます。

地方交付税は、皆さん御承知のように、国が地方公共団体の財源の偏在を調整することを目的にしている地方財政調整制度です。つまり、財政力を調整するもので、国が地方に代わって徴収する地方税という性格を持つとされています。令和3年度地方交付税の歳入総額は23億2,976万9,000円です。このうち、特別交付税が9,646万6,000円含まれていますが、普通交付税は当初予算額に対し4億8,105万6,000円増額補正されています。

しかし、これらの大半は、財政調整基金に積み立てられて、次年度の財源に使われている現状です。このことは、単年度主義の原則から外れていると私は思っています。このように、利根町予算の根幹をなす町税、地方税が、住民の福祉の向上につながる行政活動の財源に使われていないことは、大きな問題だというふうに認識しております。つまり、住民が等しく適切な水準で、公的行政サービスを受けていないと意味するからであります。

歳出について申し上げます。

総務費でいえば、救急救命器の導入、ふれ愛タクシー運行事業、また、定住促進事業など重要な事業に一定の効果は見られるものの、歳入で指摘したように、あらゆる財源を使って、より効果を上げるべきだと思います。

教育費については、特に小学校に関し、予算が全部で幾らかかるのかということ、これまで幾度か聞いておりますが、はっきりせず、今回のこの決算書を見ると一層分かりづらくなっています。小学校の学校管理費12億4,900万円の中に、小学校統合事業として1,984万4,000円支出されています。また、小学校費の中の学校建築費にも、繰越明許費9,145万8,000円のほかに、布川小学校の屋内運動場の大規模改修工事設計、また、小学校統合改修工事設計委託など合わせ1,478万円支出されています。

このように、設計費が組み入れ支出されていることから、次年度以降も大規模な経費が予想されております。当面は児童の減少が見られない中で、また、努力次第で増加を見込める中で、多額の予算を使い小学校の統合を進めていることについて、私は理解できません。これら統合について何よりも大切なことは、住民の声に答えることだと思います。監査委員の指摘の中にもありますように、町民の声に耳を傾けてください。

このような言葉があります。

このような住民不在の決算に、私は反対をするものであります。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

若泉議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど石井議員の反対の言葉の中に、今現在、利根町の職員の給料は町政では足りないんだと、そのようにおっしゃっていました。これは、令和3年度のときからでなく、その前から、結局こういうちょっと足りない時期が出ております。

それはなぜかといいますと、この利根町、以前は東京方面から、都会から利根町へ住宅

開発が起きまして、それで来てくれました。もちろん、もう若い男性の方たちが来てくれましたので、町税は大幅に増えました。しかしながら年がたつことにつれて、その子供たちが成長して、子供たちは残念ながらこの利根町から去っていき、逆に残された親御さんたちが第一線から離れて、結局、税金が納められない、そういう状況が出てきましたので、今こういう傾向が起きているのかなと、その辺は石井議員はよく分かっていると思います。ですから一言、私言いたくて、この賛成の討論ちょっといたしました。

それからまた、石井議員には申し訳ないんですが、今現在、布川小学校はいろいろな工事やっているんだと。これは何のためかといいますと、布川小学校の統合、令和5年4月から統合されます。なぜ早まるんだと言いましたが、やはり令和5年4月から統合されるというのは分かっているんですから、これは準備ではありませんけれども、前もって児童の方たちがいい環境の中で勉強できるようにしなければいけない。これは、当然なことだと思います。

それから、なぜ統合を急ぐんだとおっしゃっていましたが、これは審議委員会の中で決まったことで、それで結局こういう結果になったことなんですから、これは致し方のないことなのかなと。ですから今、布川小学校いろいろな工事行っておりますが、これは令和5年4月の開校のための工事だと私は思っております。ですから、私は今度のいろいろな行事ありました。

それから、令和3年度、大越議員もおっしゃっていましたが、いろいろな町は行事を行ってまいりました。私もそれは一監査委員として、中身をよく検討しながらやってきましたので、よく知っております。

そういうことで、今回のこの案に対しましては、賛成の立場として討論をさせていただきました。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

片山議員。

〔3番片山 啓君登壇〕

○3番（片山 啓君） 片山 啓です。この議案に、反対の立場で討論をさせていただきます。

今、人件費の問題が討論されておりますけれども、町税の1.1倍、令和3年度、支出されております。これは、前々から分かっているということではなくして、急に増えているような状況です。町長も、その辺は十分理解して、当初立候補された。そのときにそういう町税、税収状況だから自分の給料は半減するとそう言って当選されてまいりましたんで、現在の町の財政状況は十分御承知だと思います。

また、ここ何年間の監査委員の意見書にも、経常経費の削減ということは毎回唱えられています。しかし、その痕跡は見当たりません。これは、監査委員に対しても非常に失礼なことではないかなと。ただいま監査委員である1人の議員がここでしゃべっております

たけれども、その人が議会に意見書を提出しているんです。経常経費の削減が待ったなしだと。これは1回だけではないんです。毎回されているんです。しかし、一向に改善されておられません。こういう姿勢の行政は、やっぱり間違っているのではないかなと。

こういう決算に対して、私は賛成するわけにはいきませんので、反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

山崎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。議案第65号 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について、賛成討論をいたします。

この議案は、そもそも昨年3月の定例議会において可決された令和3年度一般予算が、議決案件に沿ってしっかりと遂行されていたかを審査するものであり、昨年3月に可決された案件に対し、使用方法が逸脱して予算が使われていないか、法を犯すことなく予算が使われていないか等を審査するものであります。

そして、その後の幾度かの補正審議案件に関しても臨時議会を開催し、しっかりと討議、可決され、民主的に手続を踏んだ運営をされております。全くの瑕疵のある行政処分はございません。出納検査においても適正に処理されていると、この定例議会初日に監査委員から報告がされております。可決された予算を、手続を踏んで遂行されていたことを確認するものであります。

再度申し上げますが、この令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件の審議は、これからの使い道を議論する予算委員会ではなく、議決で可決された予算が適正及び適切に支出していたかを審査する場であります。

先ほど3名の反対意見が出ましたが、それは今年3月の予算委員会で話す案件で、また来年3月の来年度の予算を審議する場で発言する案件で、この決算で発言することではないと私は思います。予算と決算を履き違えているとしか、私には思えません。

本日はたくさん、数名の傍聴の方、そしてライブ中継を御覧いただいておりますが、これが利根町の町議会の実態であります。意味もなく決算と予算を履き違えたりする、何でも反対する議員が、皆さん御存じの議員が何名かおります。このようなことで生産性の上がない、スピード感のない議会運営となってしまうております。議会改革のためにも、身のある前進する議会にしなければなりません。

以上のことで私は、議案第65号 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について、賛成討論といたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システム起動します。

これから、議案第65号 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を採決します。
原案を認定することについて、お手元のボタンにより投票してください。
それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第65号は認定されました。

次に、日程第12、議案第66号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第66号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

原案を認定することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第66号は認定されました。

次に、日程第13、議案第67号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第67号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

原案を認定することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第67号は認定されました。

次に、日程第14、議案第68号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第68号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

原案を認定することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第68号は認定されました。

次に、日程第15、議案第69号 令和3年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第69号 令和3年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

原案を認定することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第69号は認定されました。

次に、日程第16、議案第70号 令和3年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第70号 令和3年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

原案を認定することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第70号は認定されました。

次に、日程第17、議案第71号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第71号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

原案を認定することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第71号は認定されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第18、委員会提出議案第2号 利根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

委員長報告に対する質疑は、議長を除く全議員が委員のため省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

大越議員。

[4番大越勇一君登壇]

○4番（大越勇一君） 利根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に、賛成討論を行います。

現在、利根町議会では、厚生文教常任委員会と総務産業建設常任委員会の二つの常任委員会があります。残念ながら、積極的な活動をしておりません。本来ならば、その所管に属する議案、請願、陳情などの審査及び事務に関する調査をし、町民の皆様の御意見を町政に反映するのが仕事だと考えます。私自身も深く反省しております。平成31年4月に改選され、現在の議員構成になってから、委員会活動が消極的になったと感じます。

定数削減について私は当初、現行の12人でいいと考えていました。なぜなら、委員会活動をするのに、議員定数を削減すると支障が出ると考えていたからです。しかしながら、現在のような委員会活動では、議員定数を削減しても何ら問題がないと思います。

また、議員報酬について、令和3年第4回利根町議会定例会議案第66号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対した井原正光総務産業建設常任委員長ほか2名の議員が特別委員会の中で定数削減に反対したのには、矛盾を感じております。議員報酬が改められ、令和4年4月1日から施行されました。報酬に反対した議員は、何事もなかったように歳費をいただいております。普通では考えられな

い行為です。

最後に、多くの町民の皆様が、議員定数を削減すべきだと考えております。

以上のことから、利根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に賛成いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

若泉議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 私は、議員定数削減に賛成する1人でございます。

まず第一に、今、大越議員がいろいろと言っておりましたが、12名の今はそうなんですが、12名の定数でも確かに委員会そのものは活発に行われていない、この1年間にございます。ですからこれが10名であろうと、12名であろうと何ら変わらないのかな、私はそう思っております。

その次、第二といたしまして、私は常々10名でいいのではないかと、そのような考えの1人でございます。なぜかといいますと、利根町だけではございませんが、人口はこれからどんどん減っていきます。恐らく、あと10年後になりますと、この利根町も1万2,000人くらいの人口になってしまうのかなと、そういうシミュレーションは出ております。

ですから、ここで12名の定数を削減すべきなのかなと。もしここで削減しないと、その機会というものが、なかなかあと出てこない。ですから何としても、私は削減していきたいなと思っております。

また、このたび、以前の報酬審議委員会において、元に戻そうという結論が出ておりました。それを今度、その結論を復活いたしまして、今現在は議員上がりました。それから、町長も元に戻りました。

町民の皆様は、改めて、議員の報酬と町長の報酬が上げたんです。そのような勘違いをしておりますが、これが勘違いではございません。これは、もう5年も前の審議委員会でそのように決まったものを戻したわけでございます。それに絡んで、定数削減というのも絡んで、私は思っております。やはりこれからの利根町も、定数は削減しても、若い議員が出られる、そのような報酬も必要ではないのかなと思っております。

今現在、利根町の議員の皆さんを見ますと、ほとんどの方が退職なされた方、または、中には自営でやっておる方もおりますが、やはり、ここで議員の報酬も元に戻って、ではこの報酬で生活できるかというところまではいっておりませんが、多少ながらも元に戻したんですから、若い人もここで出てくれるのかなと私はそのように期待しております。

そういう意味をかねて、私は前々から定数は10名ではいいのではないかと、そのように思っている1人でございますので、定数削減においては賛成でございます。よろしく申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

花嶋議員。

〔7番花嶋美清雄君登壇〕

○7番（花嶋美清雄君） 委員会提出議案第2号 利根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論いたします。

昨年12月の議会で議員報酬の引上げには、反対の立場でした。社会情勢の困難や町の財政状況が厳しい中、私たち議員を削減することによって歳出を減らし、議員自身の資質の向上、それにより、一番重要な町民等への緊密なつながりがさらに増えると思います。

利根町のため、将来の子供たちのためにも、議員定数の削減には賛成いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

五十嵐議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） 私は、議員定数の削減に、賛成の立場で討論をいたします。

各自治体における定数の推移については、市町村の規模にかかわらず、減少傾向にあります。特に、町村においては、際立って減少しています。こうした定数削減は、住民の厳しい目線もお伺いすることができます。議員の定数を減らすことによって、住民の意思と政治情勢に反映されたいのではないかと。この意見は、旧態依然の形骸化した古い考えであります。こういった意見には、耳を傾ける必要はありません。今日の情報化社会において、議員活動に真剣に取り組めば、議員定数の多い、少ないという短絡的な解釈は、もはや通用いたしません。

利根町議会といたしましても、時代の変化を先取りするため、利根町議会議員定数調査特別委員会を設置し、第1回委員会を令和4年1月19日に開催しました。続いて、8月8日までに5回開催いたしました。この間、6月25日には、町民の意見を聞くため意見交換会を開催し、広く町民の御意見を賜りました。

角度を変えて、利根町の総人口は、平成2年の2万511人をピークに、減少傾向に転じました。利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略、利根町人口ビジョンの推計値によると、令和12年には1万2,800人、そして、令和27年になると9,100人という減少見込みです。本当にこれは、将来人口に対する考えが、全く驚愕的な事態でございます。

財政状況について申し上げますと、令和4年度一般会計当初予算で見ますと、歳入における自主財源は構成比で19.4%、歳出においては人件費の構成比で25.3%です。

そして、議員1人当たりの住民の数を考えますと、11人に削減した場合は1,405人です。現行の12人では1,288人です。定数11人が適当と判断しました。この判断の理由は、第66回町村議会議員定数実態調査並びに町村議会議員の報酬等のあり方、こういった資料を十

分に参酌して、住民の御意見を伺い、総合的に判断した結果、定数11人に決定しました。

私は以上によりまして、賛成の討論といたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

井原議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 井原でございます。今、いろいろな賛成の御意見を聞いてきましたけれども、どれもこれも皆、根拠に基づかない、何かでたらめを聞いているような気がしてならないので、ここで反対の討論をしたいと思います。

まず、そもそも我々の削減の元は、報酬の引上げにあったんですね。町長と、あるいは我々議員の報酬等の引上げ、その報酬の引き上げたことによって住民の声が大きくなって、それではいけないということで、では、それに見合う財源を削減しようというところでの住民や議会、議員の削減から出発したように私は思っておるんです。で、最初からの委員会の、削減の審議する委員会の状況見ますと、最初は半々ぐらいで、現状維持が多かったんですが、だんだんだんだんと勢いに押されて、今は僅か二、三人しか、恐らくいないでしょう。

でも、やはりよく考えてみてください。削減することによっていいことというのは、あまりないですよ。先ほど人口減少、人口減少と言いますけれども、人口減少によって、必ずそれは誰でも、議員は削減しなければならないということは思うんですけども、地方が疲弊した中で、その削減することによって、地方の意見が通らなくなる。

ですから、私は削減そのものよりも、まず、その前にあった報酬を引き上げるべきではなかったんだというふうに考えております。そもそも我々の報酬の引上げは、条例違反です。議員から提案されて、町長の方針について、今回は町長、議員の報酬等なんであれなんですけれども、全て特別報酬等審議委員会にかけなければならないという、そういう条例があるんです。しかも、聞いてください。その都度ですからね。引き上げる議案、案件があるその都度、審議会にかけなさいと。

それを何ですか、今回は。随分昔の町長の、現町長ではない町長の時代に審議会にかけられた、それに戻すとか、戻さないとか。引上げではないですか、結局。そういう条例に基づかない今回の報酬、またそれに付随しての我々の削減、これは私は反対するんです。むしろ報酬を上げないで、むしろ引き下げて人員を多くして、人口が少なくなればなくなるほど疲弊した地方の意見を、この議会の場で行政に反映させることこそが、議会の改革だというふうに私は思っております。

そういうことで、今回の議員の削減については、反対をいたしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

委員会提出議案第2号 利根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、委員会提出議案第2号は原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を13時30分とします。

午後零時08分休憩

午後1時30分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は10名です。11番船川京子議員から所用により遅れるとの届出がありました。

定足数に達しておりますので、会議を再開します。

○議長（新井邦弘君） 日程第19、請願第2号 令和5年に予定されている小学校統合に関する請願書を議題とします。

この件は、9月2日の本会議において、厚生文教常任委員会に付託しております。

委員長から、会議規則第94条第1項の規定により、請願審査報告書が提出されましたので、タブレットにその写しを掲載しております。

ここで、審査の経過及び結果について委員長報告を求めます。

厚生文教常任委員会石井公一郎委員長。

〔厚生文教常任委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○厚生文教常任委員会委員長（石井公一郎君） それでは、今定例会において厚生文教常任委員会に付託された請願の委員会の審査経過と結果について報告いたします。

本委員会は、9月7日午後2時より、委員全員出席の下、慎重なる審査を行いました。

まず初めに、請願第2号 令和5年に予定されている小学校統合に関する請願書について、会議規則第93条の規定により、紹介議員である井原正光議員に説明を求め、その後に12の請願項目ごとにそれぞれ質疑、採決を行いました。

請願項目3について、石山委員から、請願説明にあるコミュニティスクールとは文部科学省が使う意味のものか、あるいは、世間一般に使われる用語として引用したものかとの質疑に対し、利根町議会を傍聴している中で、石山議員がコミュニティスクールの説明をしていたので、それをイメージとして引用したとの答弁がありました。

また、請願項目7で、新井委員から、利根川と小貝川が合流するところが、堤防として

は一番弱いと言われている。さらに、利根川の水害で言えば、栗橋からおよそ7時間程度で利根町に到達すると予測ができるため、あらかじめ避難することも可能と考えられるが、現布川小学校が防災面で児童の安全性確保に疑問があるとの理由はどの質疑に、東日本大震災のときに、利根川河口4キロから85キロの堤防の約250か所に損傷が見られた。複合災害が起きた場合は、想定よりも早く堤防の決壊もあるかもしれない。ただ、垂直避難すればよいというのは検討が不十分とし、この項目に入れたとの答弁がありました。

採決の結果は、12項目全てが同じ結果で、採択とする委員は片山委員1名、不採択とする委員は新井委員、五十嵐委員、石山委員の3名で、不採択とすべきものと決定しました。

以上、会議規則第94条の規定による報告とさせていただきます。

○議長（新井邦弘君） ただいま船川議員が入場されました。

報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

大越議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 令和5年度に予定されている小学校統合に関する請願書に、反対討論を行います。

請願の趣旨として、利根町の未来を大きく左右するこの重大事項について、本当に必要なのか、利根町の総力を挙げてもう一度議論をしていただきたいとの強い願いから、今回改めまして、請願書として提出をしたとあります。この請願を受けて、9月7日、厚生文教常任委員会が開催され、12項目が審査されました。賛成1名、片山 啓厚生文教副委員長。反対多数で否決され、不採択となりました。

請願者や紹介議員をはじめ小学校統合に反対している方々は、自分たちの考えや都合で行動しており、何よりも小学校に通う子供たちや保護者の目線で物事を考えていないと思います。まず、子供ファースト、子供たちの目線で考えることが、最も重要であります。年間で生まれる子供の数が50人以下の利根町において、小学校統合は避けて通れない問題です。そうした状況であるならば、まちの宝である子供たちを利根町全体で見守っていきたいと考えます。

地域のコミュニティーにおいても、小学校統合後も現在の校舎は残ります。その跡地を有効に活用し、それを地域コミュニティーにつなぐことが、そのためにはどうしたらいいのかを皆さんで考えることが大事なことではないでしょうか。

現在の布川小学校、令和5年4月から利根小学校は周囲より3メートルほど、地盤をかき上げして建造されています。このことを請願者の五十嵐さんにお尋ねしたところ、あま

り理解しておらず、確かに地盤は周囲より高いですねという返答でした。一般的に、水害のときには高台に避難しますが、水害の多かった利根町では、平たんな地域では土手に避難するのが、じいちゃん、ばあちゃんからの教えでした。また、決壊場所は川幅と同じ長さで崩壊するので、決壊場所からはなるべく遠くの土手に避難するのも、じいちゃん、ばあちゃんからの教えでした。

以上のことから、令和5年度に予定されている小学校統合に関する請願には反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

山崎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 井原正光議員が紹介議員の令和5年度に予定されている小学校統合に関する請願書に対し、反対討論をいたします。

まず、この請願内容は、昨年3月の定例議会において、絶対的、民主的な手続で7対4の多数で可決された条例に対し、本年3月の第1回定例議会に引き続き小学校統合に反対する請願が提出されたものであります。

議会における請願の審査は、請願が住民から提出される具体的な要望であるという特殊性から、慎重を期すために、議長の職権によって常任委員会、または議会運営委員会に付託するのが原則であります。この手続により、今回は厚生文教常任委員会に付託されたものであります。しかしこの案件は、昨年の令和3年3月の定例議会において、利根町立小学校設置条例の一部を改正する条例、いわゆる令和5年4月に3校統合して、利根小学校開校の条例が先ほども申し述べましたが、完全かつ民主的な手続で可決されたものであります。

町民の皆様が請願書を提出することは、日本の憲法及び法律に沿った行為で問題はございません。しかし今回、同一趣旨の請願が昨年絶対的な民主主義のルールで可決した案件、また、3月の第1回定例議会でも否決された請願に引き続き、請願されました。民主主義のルールと議会の可決を軽視していることになるのではないかと、大変危惧するものでございます。議会としての意思表示は、既に決している案件であります。議会の意思を相反することにならないよう、十分留意する問題であると思っております。

それでは今回の請願に対し、反対理由を申し述べさせていただきます。

今回の請願の趣旨は、5月16日付小学校統合に関する陳情書にプラスして請願するものであるというものであります。内容としましては、教育長の答弁は、陳情の趣旨を御理解いただいたと思うには程遠い意見しか返ってこなかったと。そして、一つ目としまして、文部科学省の適正規模、適正配置を実現すること。二つ目としましては、保護者アンケートの結果云々に対し、意見を申し述べておられました。

先日実施した厚生文教委員会でもいろいろな質問が出ておりましたが、厚生文教委員会メンバーの採決において、12項目に対し、全て否決の案件でありました。私は、厚生文教委員会のメンバーではありませんので傍聴という形で聞いておりましたが、この本会議では、私の反対討論をまとめて申し述べさせていただきたいと思います。

まず、先ほどの適正規模、適正配置についての考えであります。学級数の複式学級は絶対に避けたいと考えますので、マイナスの面をまず申し述べます。一つ目としまして、教員に特別な指導技術が求められる。二つ目としまして、複数の学年の教材研究、授業準備に求められ、教員負担が大きくなるということです。三つ目としまして、実験、観察など長時間の直接指導、活動に制約が生じる。四つ目としまして、サッカーや野球や合唱など、一定程度の人数が必要な活動をする機会が失われる。

次に、学年で複数の学級を編成できるプラス面について申し述べさせていただきます。一つ目としまして、児童同士の人間関係、児童と教師の人間関係に配慮した学級編成ができる。二つ目としまして、多様な意見に触れることができる。三つ目としまして、新しい友人、教員と新たな人間関係を構築する力を身につけさせることができる。四つ目としまして、クラス替えを契機として気持ちをリセットし、新たな意欲を持たせることができる。五つ目としまして、学級同士、友人同士で切磋琢磨する機会が多く設定できる。六つ目としまして、学年代教員の役割分担による習熟度別学習や専科指導係、多様な指導形態を取ることができる。七つ目としまして、指導上、課題のある児童を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能になるなどが挙げられます。

次に、教員が少なくなることに對するマイナス面を申し述べさせていただきます。一つ目としまして、経験年数、男女比等バランスの取れた教員配置や、それらを生かした指導の充実が困難となると思われます。二つ目としまして、教員個人の依存度が高まり、学校経営が不安定になりかねない。三つ目としまして、チームティーチング、これは複数の教員ら役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立てる方式であります。これがグループ指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な学習方法を取ることが困難となる。四つ目としまして、教員1人の負担感が増し、教材研究や校内研修の時間が十分に取れない。五つ目としまして、学年会や教科部会が成立せず、教員の意見交換や研修機会が制限され、指導技術も伝達できないなどが懸念されると言われております。

そしてさらに、少子化で児童に与えるマイナス面の影響を申し述べさせていただきます。一つ目としましては、集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくい。また、社会性やコミュニケーション能力が身につかない。二つ目としましては、児童の人間関係や児童同士の評価が固定しやすい。三つ目としましては、進学の際に大きな集団への適応に困難を期する可能性がある。四つ目としましては、活躍の場が少なくなり、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しいと考える。

次に、学級数が少なくなることのマイナス面を申し述べさせていただきます。一つ目と

しまして、体育館の球技、音楽の合唱や合奏のような集団学習に制約が生じます。二つ目としましては、班活動やグループ分け、グループ学習などに制約が生じます。三つ目としましては、児童の意見から多様な考えを引き出しにくく、学習展開自体が平板となりやすい。そして以上のことなどから、これからの教育の目指す方向性は一斉型の授業ではなく、子供たちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動など、共同的な学習を通じて意欲や好奇心を十分に引き出す教育が求められております。

次に、保護者アンケート結果について申し述べます。

まず、統合の手引きにありますように、児童の保護者や就学前の保護者の声を重視しつつとあります。また、学校は、第一義的に子供の育ちのためにあることには異論はないと思います。地域住民の声を聞かないアンケートだと言われておりましたが、そんなことはございません。保護者や未来の保護者は、地域住民そのものであります。その声が優先されるものとして、教育委員会でも考えたものと思っております。私も全く同じ考えであります。

次に、保護者アンケートについて申し述べます。

アンケートの設問前文には、町教育委員会では今回の小学校統合調査検討委員会答申を受け、今後、学校小規模化の諸問題を解消する、小学校統合の基本的な考え方をまとめた統合基本方針を作成していくこととなります。統合基本方針を作成するに当たっては、保護者の方々の御意見を踏まえた内容にしたいので、アンケートを実施します。趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたしますとあります。アンケートの補足資料として、判断資料として調査委員会答申概要のほかに、児童数の令和5年度までの推移、各小学校の児童数、学級数、統合パターン各案の概算事業費と主な事業概要、新1年生の入学見込み数等々を資料として提示しております。

単に、学校統合ありきのアンケートではなかったと私は理解しております。保護者の一人一人が子供の将来を考え、利根町の小学校教育をどのように進めたらよいかを真剣に考えてアンケートに答えてくれたと、私も理解しております。我が子の通学している学校の統合問題に真剣に考えない親がいるはずもなく、家族で悩み真剣に答えていただいたアンケートであったと、私は強く思っております。

また、保護者アンケートの設問に対しても、3校を1校に統合することに対して、四つの選択肢がありました。1番として、良いと思う。2番として、やむを得ない。3番として、分からない。4番として、統合しないほうが良いの、四つの設問による選択肢でありました。1番の良いと思う、2番のやむを得ないを選択した方には、統合小学校として布川小学校で良いか、四つとして統合しないほうが良いを選択した方には、四つ目の統合しないほうが良いを選択した方には、その理由をさらに問うております。決して、いいかげんなアンケートではなかったと私は理解しております。

アンケート結果については、1番の良いと思う23%、やむを得ない61%であり、合計で

は84%であり、統計学的には肯定であると私は思っております。その84%の方々に、統合先として布川小学校でいいかの問いには1番の良いと思うが42%、やむを得ないが30%で、合計72%の方が布川小学校で良いと答えていらっしゃいました。令和4年9月1日現在、1歳児が38名、2歳児が43名、3歳児が44名、4歳児が40名という状況で、小規模特認校など設置できるものではありません。

町議会は、住民の代表機関であります。選挙で選ばれたそれぞれの議員が、それぞれの意思で議論し、賛成、反対の判断を下しております。民主主義の手続にのっとり、最上位の議決機関であります。議会の議決以前には、町教育委員の集合体である教育委員会での議論、そして、町長主催の総合教育会議での議論を複数回実施し、二重、三重に統合の議論をしてまいりました。議論してこなかったのは、昨年3月の採決前に約2年間の時間があつたにもかかわらず、1回しか統合に関する委員会を開催しないで、現在も統合に反対してきている石井厚生文教委員長、片山副委員長がいる厚生文教委員会だけあります。

議会議決前の令和2年1月の議員全員参加の全員協議会において、統合基本方針案が説明され、その後1か月間のパブリックコメントを経て、3月には統合基本方針を公表しております。そして年度が変わり、7月に町内4か所において統合に関する意見交換会を実施し、10月より保護者、PTAの役員等を含む統合準備委員会を設置し、具体的な課題解決の協議を進めてまいりました。

そして最終的には、令和3年3月の定例議会において、利根町学校設置条例の一部を改正する条例を可決いたしました。そして、この年の7月に小学校統合を一つの争点にした利根町長選挙が行われ、佐々木町長がダブルスコアで圧勝をしております。小学校統合は、教育長個人の判断などではなく、町長、議会の賛同を得て、総合的な判断として進めてきたことを付け加えさせていただきます。

最後に、紹介議員になった井原議員に対し、私は何度も何度もこの場でも同じことを申しておりますが、再度発言いたします。

前回の2007年、2008年の利根町の学校統合は、1年半という大変なスピード感で進められました。2005年に今回の請願書の紹介議員の井原議員は町長になり、その1年半後の2007年4月には利根中学校と新館中学校が統合され、利根中学校としてスタートしました。次の年の2008年には、東文間小学校と文間小学校が統合され文間小学校となり、布川小学校と太子堂小学校が統合し布川小学校となりました。いずれも、井原町長の時代でありました。学校統合の調査委員会などは、中学統合の際はありませんでした。さすがに、中学校統合の翌年の小学校統合の際は、形だけの検討委員会を設けましたが、有無も言わせない、住民の声など聞くこともない学校統合でありました。アンケートもたった1回だけの実施、パブリックコメントも行わないという統合でありました。

町長として町民の声など聞かず強引に進めた井原議員が、今度は小学校統合に反対し、統合反対の請願書の紹介議員になるなど、同じ人間なのかと疑問を持たざるを得ません。

それとも今回町会議員になったのは、前回の統合時の町長としての取り返しのつかない反省があったからなのかなと私思っております。いろいろともっともらしいことを言っておりますが、当時の利根町と今の利根町の何が違って、何が同じで、今回、小学校の統合に反対しているのかお聞きしたいものであります。

前回の統合時の2007年、平成19年度の小学校の児童数は5校で753名、学級数は36学級でありました。現在は、小学校3校で児童数は492名、学級数は特別支援学校含めて25学級でございます。15年前の統合時より少子化が進んでしまっている状態でありました。児童数にしても261名の減少、学級数にしても11学級の減少、この先の子供の数も、令和4年9月現在、先ほども申しましたが1歳児が38名、2歳児が43名、3歳児が44名、4歳児が40名という状況で、残念ながらますます少なくなっております。子供第一と考えるなら、学年で複数の学級が持てる学校統合を進めることが大事であります。今しかありません。

また、学校跡地、廃校跡地でも、問題が大ありでございます。前回の見通しの甘い学校統合によって廃校となった東郷小学校は、15年もの間そのままになってしまい、現時点では老朽化で悲惨な状態となっております。約1年前の試算では、解体に1億円、修繕で3億円の資産となっているようですが、現在の物価高ではどの程度の費用になっているのか見当が付きません。

現在進められている小学校統合計画では、前回の東文間小学校と文間小学校の統合の反省を基に、現在の東文間小学校廃校後の荒廃した悲惨な状態にならないよう統合計画と同時進行で学校跡地利活用の検討が進められ、具体的な計画が見えてきたところであります。責任感を持って学校跡地利活用について町長部局が努力する姿は、井原町長時代の東文間小学校との違いを感じせざるを得ません。

最後に、小学校は、児童生徒、子供たちの勉強する場でありました。その子供たちの勉強する最善の環境を作り、そこで勉強をさせてあげることが、我々大人の、我々議員の責任であると思っております。少数意見も大事にしなければなりません。最大公約数の最大意見を大事にするのが、民主主義のルールと思っております。

また、井原議員は、龍ヶ崎市との合併時のリコールの際に7,000名余りの署名をいただき、合併ができなければ2年で町長を辞職しますとの約束で町長に就任しました。就任後、正式に龍ヶ崎市との協議は、僅か3回しか行わなかったと聞いております。たった3回であります。合併ができなかったら2年で辞めるという約束で町長に就任したのに、その約束は完全にほごにされました。そして何より大事なものは、町民やリコールへの署名、応援してくれた皆さんに対し、合併できなかった説明がなかったことでもあります。その後、けじめもつけず、ずうずうしくも4年も町長を続けました。結局のところ、合併に対しリコールで署名し、合併を期待した町民の皆さんを利用して町長になったということでもあります。これでは、信頼など築けるはずはありません。

今回の小学校統合問題でも純粋に統合に反対されている皆さんに対し、また井原議員は

反対派の皆さんを利用している。純粹に真面目に統合に反対し、反対の皆さんは、井原議員に利用されている。井原議員は、来年の町議会議員選挙に統合問題反対の皆さんを利用して当選しようとしているとの町民の皆様の声は、少なくとも少数意見ではないということをお願い、私の令和5年に予定されている小学校統合に関する請願書の反対討論といたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

井原議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 井原でございます。今、いろいろ私もこれまでやってきたことに対してくそみそに言われましたので、ちょっと私の意見を言いたいと思います。

今回は、請願に対する賛否の討論でございまして、私の過去の行ったこととは全然違う、これは。そのことを申し上げたい。だから、新しい議員はもう少し勉強しろと、そういうふうに言っているんです。

今回は1人の個人としての人間が、これはおかしい、そういうことで請願を提出したんです。その意見を取り上げない議会はないんですよ、どこでも。請願は、山崎議員御承知のように、ちゃんと憲法でも保障されている。幼児から、外国人から、1人でも、何人でもできるんです。おかしいと思えば、何人でもすぐ請願は請求できるんです。その町民の思い、考えを紹介しない議員がおかしいではないですか、逆に。

もう一度、議員の皆さん考えてくださいよ。そういう切なる町民の声、幾ら議会で決まったから、民主主義のルールで決まったからということも確かにあるのでしょうけれども、では、住民のその意見を反映させる、意見を述べる、そういう反映させる場所はどこなのか。それは、やはり請願でしかないんです。それをだから改めて議員の皆さん、もう一度考え直してくださいよ。その統合に対するよしあしは、また別なんです。その住民の考え方、それを取り上げてもう一度議論するのが、この当利根町の議会なんです。私の過去とは何にも関係ない、今回は。ただ、単なる批判をして面白がっている、実にくだらない人間だなど、私はそのように思っています。

とにかく議会は、出された請願については誠実に審議していく、それでお答えする。そして、その審議の内容、あるいは出されたその内容等について、執行部のほうもよく今後、統合に関する件を執行するに当たってよく考えていただいて、これからの問題点、課題点について直していただければいいのかなと、そのように思いました。

あまりにも少しひどいんで、私は黙っていようかと思ったんですが、一言申し添えておきます。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

請願第2号 令和5年に予定されている小学校統合に関する請願書を採決します。

この請願を採択することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。よって、議案第2号は不採択となりました。

○議長（新井邦弘君） 日程第20、議員提出議案第2号 コロナ禍、円安、原油価格・物価高騰、米価下落から農家を守るための対策強化を求める意見書提出の件を議題とします。説明を求めます。

提出者、4番大越勇一議員。

[4番 大越勇一君登壇]

○4番（大越勇一君） それでは、議員提出議案第2号 コロナ禍、円安、原油価格・物価高騰、米価下落から農家を守るための対策強化を求める意見書提出の件について御説明申し上げます。

提出日は、令和4年9月16日。提出者、利根町議会議員大越勇一、賛成者、五十嵐辰雄議員、山崎誠一郎議員、若泉昌寿議員でございます。

本件は、利根町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由でございますが、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻に加え、急激な円安による輸入価格の上昇に伴う原油価格や物価の高騰から、米の生産コストが上昇している状況です。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い米の需要は大きく減少し、米価格は大幅に下落しております。今後も、米の消費が増加することなく米価が下落していくと、より一層農家の経営環境は厳しいものとなり、営農意欲の損失や離農の増加が懸念されます。こうしたことに鑑み、米価を維持するための実効性のある迅速な対策を講じるよう国に要望し、意見書を提出したいので提案するものでございます。

なお、意見書提出先は内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣でございます。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議員提出議案第2号 コロナ禍、円安、原油価格・物価高騰、米価下落から農家を守るための対策強化を求める意見書提出の件を採決します。

本案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議員提出議案第2号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第21 議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。

タブレットに掲載したとおり、令和4年度市町村議会議員特別セミナー及び令和4年度茨城県南町村議会議員大会の2件について、議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任させていただきます。

○議長（新井邦弘君） 日程第22 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から、所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載した所管・所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

この申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） ここで、龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び県南水道企業団に所属する議員から、組合議会報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会報告について、石山肖子議員。

[龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員石山肖子君登壇]

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員（石山肖子君） 石山肖子です。龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会の報告をいたします。

まず初めに、令和4年8月24日に、令和4年第1回龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会臨時会が開催されました。

議案第1号は、損害賠償の額の決定について。令和4年5月分電気料金の支払いを同年7月1日の支払い期限までに行わなかったことに伴う損害賠償額（延滞利息の決定につい

て) 地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第13号の規定により、議決を求めようとするものです。

続いて、議案第2号は、令和4年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算(第1号)。補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,555万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億9,217万3,000円とするものです。歳入については、財政調整基金繰入金で4,500万円の増額、前年度繰越金で55万8,000円を増額しようとするものです。歳出については、総務費一般管理費の人件費で414万円の減額、衛生費、清掃施設費、事業費の燃料費については、都市ガスの単価が高騰し続けているため5,881万円を増額、委託料でごみ処理設備保守点検整備の契約差額金440万円と、溶融固化設備補修点検整備の契約差額金473万円を減額、補償補てん及び賠償金で1万8,000円を増額補正しようとするものでした。

これらについては、全会一致で可決されました。

また、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化の取組については、令和4年5月23日、7月6日、8月10日に稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化の以下の協議事項について、協議されました。

一つ目は、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化(新組合設置計画)案について。続いて、財政管財分科会、組織人事給与分科会、厚生分科会、これらの分科会の進捗状況についてで、随時3組合及び構成市町村議会への説明の顛末についてなど、これらが説明をされまして協議を行いました。

以上、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会の活動について報告をいたしました。以上です。

○議長(新井邦弘君) 次に、県南水道企業団議会報告について、大越勇一議員。

[茨城県南水道企業団議会議員大越勇一君登壇]

○茨城県南水道企業団議会議員(大越勇一君) 茨城県南水道企業団の令和4年第2回議会定例会の御報告をいたします。

提出されました議案は、決算の認定について1件、また、その決算に関わる報告が3件あり、その後、一般質問が行われました。

提出された議案について簡単に御説明します。

議案第1号は、令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び余剰金の処分についてであります。

給水戸数11万759戸、給水人口24万978人、普及率は85.50%です。水道事業の総収益は、税込み額で61億319万9,369円。総費用については、税込み額で56億6,100万4,566円となり、損益は2億9,800万7,222円の純利益でありました。

また、資本的収支勘定について、収入は10億6,494万2,462円、支出は21億3,293万7,405円となっており、翌年度への繰越工事資金451万2,000円を除く基本的収入額が、基本的支出額に不足する額10億7,240万6,943円は、過年度分損益勘定留保資金8億3,446万8,712円、

繰越工事資金110万6,235円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億3,683万1,996円で補てんし、余剰金の処分については全額を資本金へ組入れするとの報告があり、賛成多数で認定されました。

次に、報告は、令和3年度水道事業会計継続費繰越計算書、令和3年度水道事業会計予算繰越計算書、地方公共団体の財政健全化に係る公営企業会計の資金不足率に関する報告の、それぞれ3件の報告がなされました。

以上で報告を終わります。

○議長（新井邦弘君） 報告が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 次に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。佐々木喜章町長。

[町長 佐々木喜章君登壇]

○町長（佐々木喜章君） 令和4年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月2日から本日まで通算15日間にわたり行われました今定例会も、ここに全日程を終了し閉会を迎えることになりました。議員の皆様方には、令和3年度の決算認定など合計19件の案件を御提案しましたところ、慎重なる御審議を賜り、全て原案のとおり可決並びに承認いただきましたことに、心より御礼申し上げます。

また、今定例会の期間中に行われた決算審査特別委員会や一般質問、本日の議案質疑など、それぞれの議案審査の過程において、議員の皆様からいただきました御意見や御提言などにつきましては真摯に受け止め、今後の町政運営に当たってまいります。

今後はコロナ禍により開催を見合わせていたイベントなどが徐々に再開され、少しずつですが、世の中が活気を取り戻しつつあると感じております。当町においても、先月、3年ぶりに利根町民納涼花火大会が開催され、多くの方々にお越しいただきました。今後も、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、感染状況に応じて柔軟に対応してまいります。

今年も折り返し地点に差しかがろうとしております。引き続き、職員ともども気を引き締め、直面する課題に的確に対応してまいりたいと思っております。

議員の皆様におかれましては、健康に留意されますとともに、さらなる町の発展のために町政への御理解と御協力をお願いを申し上げます。議会定例会の閉会に当たり、挨拶とさせていただきます。15日間大変御苦労さまでございました。

○議長（新井邦弘君） 発言が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和4年第3回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和4年度第4回定例会は、12月13日の開会を予定しております。

本日はどうもお疲れさまでした。

午後 2 時 2 4 分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

利根町議会議長 新 井 邦 弘

署 名 議 員 石 山 肖 子

署 名 議 員 花 嶋 美清雄